

労災電子化加算の措置期間が 令和10年3月診療分までに延長されました

令和8年4月以降の診療分から適用されます！

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求または光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できます。この加算の措置期間が令和10年3月診療分までとなりました。

※薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。
※電子レセプト請求を開始するにあたっては、所定の手続きが必要となります。

労災レセプト電算処理システム

検索

労災レセプト電算処理システムヘルプデスク

0120-631-660

労災診療費算定基準が改定 令和8年6月以降の診療分に適用されます

主な改定ポイント

- 1 再診料
- 2 療養の給付請求書取扱料
- 3 職場復帰訪問指導料
- 4 リハビリテーション情報提供加算
- 5 職場復帰支援・療養指導料
- 6 社会復帰支援指導料
- 7 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用
- 8 入院室料加算の地域区分

改定内容の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei06_04_00008.html



【お問い合わせ先】 三重労働局労働基準部労災補償課分室
TEL：059-213-5511